

参考資料1

H27.9.14 生活困窮者自立支援制度
全国担当国会議

生活困窮者自立支援制度に係る主な質問事項について

【住宅支援給付事業の実施期限】

問1 住宅支援給付事業の終了期限は平成26年度末までとされているが、延長又は再延長の場合は平成27年12月末まで実施期限を延長することができるかとされている。しかし、平成27年4月以降、職業訓練受講給付金の受給により住宅支援給付金の支給を停止したことで、平成28年1月以降も住宅支援給付金の支給可能月を残している者の取扱いはどうなるのか

(答)

- 住宅支援給付金の平成27年4月以降の支給期間の延長、再延長については、経過措置として、平成27年12月中に自治体から支給されるものまでできるものとしている。
- 平成28年1月以降に給付可能月を残している場合であっても、住居確保給付金に移行することは想定していない。
 - ※ 本来、平成26年度末が事業の実施期限であるところ、制度の継続性を保つための経過措置として平成27年12月まで延長又は再延長を可能としているもの。
- なお、手続としては、平成27年12月以前に支給再開届が提出された際に、まずは住宅支援給付事業が平成27年12月末までであることを申請者に説明し、支給可能月を残している場合は、支給再開通知書の支給再開時期欄に平成27年12月までの支給（平成27年12月中に自治体から支給される家賃相当分）であることを記載し、支給が終了することを示されたい。

【就労訓練事業の認定等】

問2 訓練内容がビル管理や工事現場での作業等であり、日によって作業場所が不特定に変わる事業形態である場合、認定を受けるべき事業所の単位はどのように考えればよいか。

(答)

- 訓練現場を管轄する営業所、事務所等の所在地の都道府県等に対して認定申請を行うこととなる。

問3 介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定を受けた事業において就労訓練事業を実施する場合、両法に基づく特段の手続を要するか。また、施設整備について国庫補助対象となっている場合はどうか。

(答)

- 認定就労訓練事業において受け容れる生活困窮者を事業所のスタッフとして位置付ける場合は、いずれの場合も特段の手続は不要である。